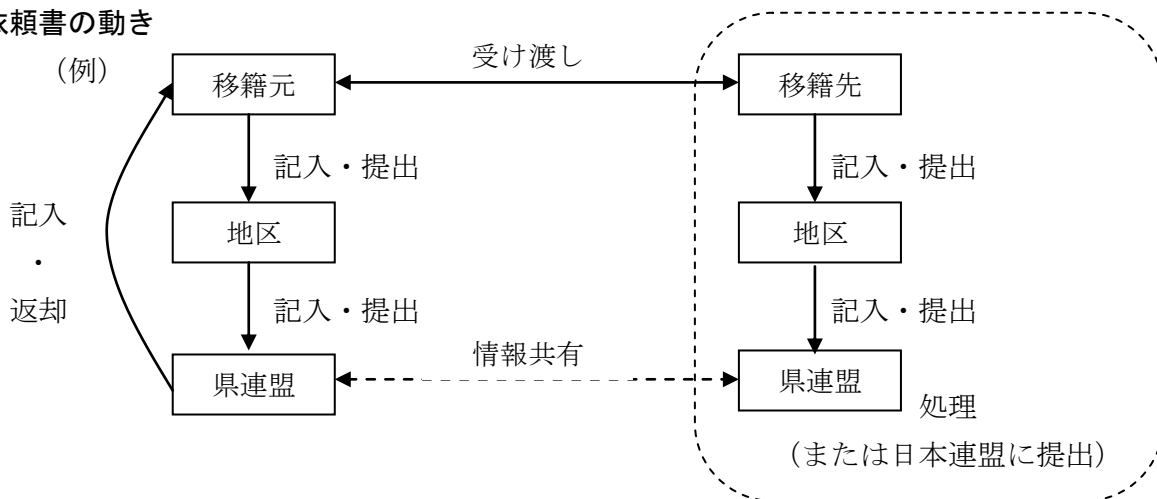


移籍（転団）の進め方

移籍は、移籍元と移籍先の合意が大切です。いつの間にか所属加盟員のデータが抜かれているということがあってはなりません。移籍依頼書は、合意を確認できるよう、また所属する地区・県連盟まで情報を共有できるよう、それぞれの記入欄があります。

1. 依頼書の動き



それぞれ所属する地区・県連盟へ提出し承認を得てください。

団同士でのコンタクトが難しい場合や連絡先が不明な場合は、地区・県連盟または日本連盟にご相談ください。

2. 依頼書の取り扱い

- ・書式 日本連盟 HP または加盟登録システム内ダウンロードセンターに掲載しています
- ・確認内容 何年度まで加盟登録していたのか等の登録状況を正しく引き継ぎます
例) 平成〇年度まで加盟登録している (していた)
平成〇年度の継続登録時に「継続」として申請済みである
平成〇年度の継続登録時に「非継続」として申請済みである
- ・依頼先 移籍先が、地区を通じ県連盟へ依頼書をご提出ください
同一県連盟間は県連盟が、他県連盟間は日本連盟がサポートします
(継続申請期間 1～3月の当年度移籍は、すべて日本連盟がサポートします)
- ・受け渡し 移籍元と移籍先が受け渡しを行い、それぞれの地区・県連盟の承認を得てください
※移籍先県連盟へお願い
移籍先の団や地区から直接依頼書が届いた場合は、必ず移籍元県連盟へ確認をお願いします
- ・情報共有 申請書が届いた時点で県連盟が情報を共有することで、移籍先からの申請漏れの防止に繋がります。この時点での情報共有を推奨します

- ・ 注意点 個人情報を含んでいますので、受け渡し方法にはご配慮ください
例) メールで送付する場合は、ファイルをパスワードでロックして、パスワードは別便で連絡する

3. 申請の流れ 【 】内は作業者

- ①【移籍先】 依頼書を県連盟（地区）に提出
- ②【県連盟または日本連盟】 対象者データを移籍先へ移す
- ③【移籍先】 対象者データの基本情報を確認して仮申請
※主登録先以外の項目は旧情報のままのため、確認が必要です。
住所等個人情報のほか、従登録欄、非継続欄の確認をして、適宜修正します（確認後「実行」ボタン）。
- ④【地区・県連盟】 仮申請の審査・承認
- ⑤【移籍先】 日本連盟へ申請・加盟登録料の送金
- ⑥【日本連盟】 承認